

令和2年第3回総会議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和2年3月19日(木) 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	7番 木 立 康 行	
会長職務代理者	9番 佐 藤 孝 文	
委 員	1番 長 内 康 之	2番 木 村 功
	3番 高 橋 英 子	4番 館 野 哲 雄
	5番 工 藤 勝 彦	6番 大 平 成 年
	8番 工 藤 元 伸	10番 東 良 一 夫
	11番 佐 藤 国 雄	12番 佐 山 秀 夫
	13番 佐 藤 米 一	

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (3人) 3番 高 橋 英 子 7番 木 立 康 行
8番 工 藤 元 伸

8 付議案件

報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による通知書の受理について

議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第10号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

議案第12号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第13号 職員の任免について

9 事務局職員

事務局長	高 谷 倉 英
局長補佐・農政係長	大 溝 恵 水
農地係長	福 土 博 幸
主任主事	佐々木 孝 二
主任主事	山 口 みなみ

高 谷 局 長	定刻となりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により会長が議長となり、会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職 務 代 理 者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和2年第3回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、1番長内康之委員、2番木村功委員をお願いします。書記には事務局の大溝補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
佐々木主任主事	報告第5号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 令和2年2月受理分は、相続が5件、総面積48,727㎡、田が12筆15,876㎡、平畑が3筆2,924㎡、樹園地が8筆29,927㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。

佐々木主任主事	報告第6号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 受付番号3番は、浅瀬石字稲村の田、176㎡を双方の都合により令和2年2月4日に合意解約したものです。 受付番号4番は、高館字乙里見の畑、田、3筆合計4,617㎡を賃貸人の都合により令和2年2月5日に合意解約したものです。 受付番号5番は、境松字村井、ほかの田、3筆合計4,564㎡を賃借人の都合により令和2年2月19日に合意解約したものです。 受付番号6番は、高館字甲花岡の田、2筆合計2,974㎡を賃借人の都合により令和2年2月26日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による通知書を受理について」を事務局から報告をお願いします。
山口主任主事	報告第7号は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画の認可に係る通知書を受理したので報告するものです。別紙で説明いたします。 農地中間管理事業における農地利用配分計画が、令和2年1月31日と2月21日付けで認可公告されました。 (1) 使用貸借権設定では、整理番号1番2番の2件で、田が3筆4,826㎡、期間は10年となっております。 (2) 賃借権設定では、整理番号1番から11番で件数は11件、田が21筆56,773㎡、期間は5年から10年、賃借料は10a 当たり10,000円から22,000円となっております。 また、受付番号9番から11番については、10年間の賃貸借契約の途中で借人の変更があったため、受付番号9番10番は5年、11番は8年の貸借となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。

	次の議案第9号につきましては、3番高橋英子委員の親族が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (高橋英子委員退席) それでは議案第9号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事	議案第9号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が2件、賃借権設定が1件、所有権移転が5件です。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号1番は、相野、ほかの田、樹園地、18筆合計30,897㎡を同一世帯の親から子へ期間20年で使用貸借するものです。 受付番号2番は、黒石字弥九郎の田、4,012㎡を別世帯の親から子へ期間6年で使用貸借するものです。 (2) 賃借権設定です。 受付番号1番は、株梗木字中渡の田、1,948㎡を経営規模拡大により農地所有適格法人へ期間10年、10aあたり12,000円で賃貸借するものです。 (3) 所有権移転です。 受付番号3番は、浅瀬石字山辺の樹園地、1,272㎡を経営規模拡大により第三者へ贈与するものです。 受付番号4番は、上十川字北原六番、ほかの樹園地、4筆合計4,593㎡を第三者へ贈与し新規就農するものです。 受付番号5番は、馬場尻東の畑、396㎡を経営規模拡大により農地所有適格法人へ贈与するものです。 受付番号6番は、高館字乙花岡の樹園地、4筆合計6,031㎡を同一世帯の子へ贈与するものです。 受付番号7番は、追子野木二丁目の畑、214㎡を耕作便利により第三者へ売買するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った10番東良一委員に報告をお願いします。

東 良 一 委 員	今回申請があった農地について、去る3月4日、佐藤孝文委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査ならびに現地調査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です 受付番号1番は、同一世帯の親から子へ期間20年で使用貸借権を設定し、経営移譲するものです。現況は、水稻、樹園地で、権利取得後も同一の農業経営が行われます。 受付番号2番は、経営規模拡大のため、別世帯の親から子へ期間6年で使用貸借権を設定するものです。現況は、水稻で、権利取得後も同一の農業経営が行われます。 (2) 賃借権設定です。 受付番号1番は、農地所有適格法人が経営規模拡大のため期間10年で賃貸借するものです。現況は水稻で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 (3) 所有権移転です 受付番号3番は、経営規模拡大のため贈与により取得するものです。現況はりんご畑で、権利取得後も同一の農業経営が行われます。 受付番号4番は、第三者へ贈与するものです。弘前市との同時申請で合計5,687㎡となり、下限面積を満たしております。譲受人は新規農家ですので聞き取りした結果を報告いたします。申請地の現況はりんご畑で権利取得後も同一の農業経営が行われます。農作業経験については、親が経営するりんごの栽培管理を4年程度行っており、農業機械も自己所有のものとすることで、農業経営することには問題ないと思われます。また、現在はJAの組合員加入はしていないとのことですが、将来的に経営規模拡大等を行う予定もあり、JAの組合員として加入し研修会等にも参加して営農に関わる情報を収集していきたいとのこと。以上のことから、農地の取得後において、効率的な農業経営が行われると思われます。 受付番号5番は、農地所有適格法人が経営規模拡大のため贈与により取得するものです。現況は、平畑で、権利取得後は、やさいの栽培を行う予定です。 受付番号6番は、同一世帯の親から子へ贈与するものです。現況はりんご畑で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 受付番号7番は、耕作便利のため売買により取得するものです。現況は平畑で、権利取得後はやさいの栽培を行う予定です。今回申請があった8件は、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用には影響ありません。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じます。

	すが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第9号は原案のとおり決定いたします。 (高橋英子委員指定席に着く) 次に、議案第10号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福土係長	議案第10号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。 受付番号5番、6番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、浅瀬石字扇田、登記地目、現況地目ともに田、となっております。 面積は、6筆合計8,282㎡であり、倉庫建設用地として取得し、利用したいとのことです。 この場所は、黒石市ロジスティクスクロッシングの区域にあります。 第1種農地であります。不許可の例外のうち、特別の立地で必要とされる施設である流通業務に該当し、インターチェンジ300m以内にありますので、問題ないものと思われます。 受付番号7番から15番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、浅瀬石字扇田、登記地目、現況地目ともに田、となっております。 面積は、23筆合計31,957㎡であり、配送センター建設用地として取得し、利用したいとのことです。 この場所も、ロジクロの区域内であり、先ほど説明したとおり、問題ないものと思われます。 受付番号16番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、袋井三丁目、登記地目は田、現況地目は、田と畑となっております。 面積は、3筆合計3,090㎡であり、太陽光発電施設用地として取得し、利用したいとのことです。 この場所は、第3種農地でありますので、問題ないものと思われます。 受付番号17番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、登記地目は田、現況地目は畑、となっております。 面積は、331㎡であり、住宅建築用地として利用したいとのことです。 この場所は、第3種農地でありますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。

議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った10番東良一委員に報告をお願いします。
東良一委員	今回5条申請があった土地について、去る3月4日 佐藤孝文委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号5番、6番は、倉庫建設用地として、取得し利用するものです。 場所は、浅瀬石小学校から南へ約270mに位置しております。 申請理由を聞き取りしたところ、申請者は、小売業を営んでおり、事業拡大している中で、平成27年4月に黒石市が「東北自動車道黒石インターチェンジロジスティクスクロッシング」を策定し、先にその区域に系列会社が物流センターを建設したことによります。 申請地は、国道102号線に面しており、事業用地としては、好条件であるとのことです。 周辺農地に被害が出ないようにするため、工事中は散水しホコリが飛散しないようにすること、また、敷地周辺は緑地とし、法面が崩壊しないようには配慮とするとしています。雨水は周辺の水路に放流し、雑排水は下水道に放流するとのことです。 受付番号7番から15番は、配送センター建設用地として、取得し利用するものです。 場所は、浅瀬石小学校から南へ約490mに位置しております。 この場所も、「ロジクロ」の区域になります。 申請理由を聞き取りしたところ、関連事業者が黒石市に事業所を移転するということで、申請事業者も弘前市から配送センターを移転する、とのことです。 周辺農地に被害が出ないようにするため、敷地周辺は緑地とし、法面が崩壊しないようには配慮とするとしています。 また、敷地内の路面は、砂利を敷均し整地して利用することで、雨水は地下浸透とし、雑排水は下水道に放流するとのことです。 受付番号5番から15番までに関する2事業者は、申請地の周辺にある水路の維持管理には十分協力すること、大型トラックの乗り入れには、事故が発生しないように十分に注意すること、また、事業拡大に伴う従業員の雇用は、地元雇用を優先したい、としています。 受付番号16番は、太陽光発電施設用地として、取得し利用するものです。 この場所は、黒石市役所境松庁舎から南へ約410mに位置しております。 申請理由を聞き取りしたところ、申請者は、農業を営んでおりますが、太陽光発電事業も併せて行いたいとのことです。 太陽光パネルの設置では、簡易な整地を行い、コンクリート基礎に設置するとのことです。 太陽光パネル設置後の投影図が添付されており、影は周辺の農地に出ておらず、営農に影響を及ぼすことはないものと考えられます。 また、周辺の農地は、区画整理されない田が連坦していて、通作路が無いため、今回の転用事業で設ける管理通路は、隣地農家も利用できるようにすると

	のことです。 受付番号１７番は、住宅建築用地として取得し、利用するものです。 この場所は、黒石高校から西へ約３００ｍに位置しております。 宅地で囲まれた農地であるため、周辺に影響を及ぼすことは無いと思われます。 住宅の完成移転後は、現在の住宅を取り壊し、売却するとのこと。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第１０号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第１１号につきましては、８番工藤元伸委員が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また私の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたしますので、議長を佐藤孝文職務代理者をお願いします。 (木立康行会長、工藤元伸委員退席)
議 長 (職務代理者)	議案第１１号の審議終了まで議長を務めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。 それでは、議案第１１号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。事務局の説明をお願いします。
山口主任主事	議案第１１号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が２件、賃借権設定が１７件、所有権移転が６件です。 (１) 使用貸借権設定です。 受付番号３番は、上十川字北原五番ほかの樹園地、５筆合計４、６８２㎡を

5年間で再設定するものです。

受付番号4番は、上十川字大野三番ほかの樹園地、3筆合計4,831㎡を5年間で再設定するものです。

(2) 賃借権設定です。

受付番号12番は、田中の田、530㎡を10年間10a当たり10,000円で再設定するものです。

受付番号13番は、田中ほかの田、4筆合計8,722㎡を10年間10a当たり10,000円で再設定するものです。

受付番号14番は、相野の田、2筆合計2,543㎡を5年間10a当たり10,000円で再設定するものです。

受付番号15番は、相野の田、4,722㎡を5年間10a当たり10,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号16番は、あけぼの町の田、4,183㎡を10年間10a当たり12,000円で再設定するものです。

受付番号17番は、浅瀬石字川合ほかの田、2筆合計1,432㎡を10年間10a当たり10,000円で再設定するものです。

受付番号18番は、浅瀬石字松田の田、2,267㎡を10年間10a当たり10,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号19番は、黒石字弥九郎ほかの田、3筆合計3,746㎡を5年間10a当たり15,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号20番は、二双子字野田の田、2筆合計5,512㎡を10年間10a当たり11,400円で再設定するものです。

受付番号21番は、二双子字野田の田、2筆合計5,489㎡を10年間10a当たり11,400円で再設定するものです。

受付番号22番は、追子野木二丁目の田、2,632㎡を4年11ヶ月10a当たり12,000円で再設定するものです。

受付番号23番は、浅瀬石字広田の田、3,344㎡を9年11ヶ月10a当たり10,000円で再設定するものです。

受付番号24番は、浅瀬石字松田ほかの田、2筆合計3,050㎡を10年間10a当たり10,000円で再設定するものです。

受付番号25番は、浅瀬石字南田の田、2,984㎡を10年間10a当たり10,000円で再設定するものです。

受付番号26番は、相野の田、2筆合計5,905㎡を5年間10a当たり10,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号27番は、南中野字田ノ沢の樹園地、2,059㎡を10年間10a当たり7,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号28番は、浅瀬石字広田の田、4,640㎡を6年間10a当たり10,000円で農地中間管理事業により新規設定するものです。

(3) 所有権移転です。

受付番号5番は、竹鼻字宮元の田、4,569㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。

	受付番号6番は、上十川字長谷沢二番圃の樹園地、2筆合計6,319㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 受付番号7番は、馬場尻東の田、4筆合計7,170㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 受付番号8番は、高館字甲花岡の田、3,700㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 受付番号9番は、ぐみの木北の田、7,889㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 受付番号10番は、高館字甲花岡の田、2筆合計2,974㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長 (職務代理者)	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長 (職務代理者)	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第11号は、原案のとおり決定いたします。それでは、審議が終了いたしましたので、木立会長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。 (木立康行会長、工藤元伸委員指定席に着く)
議長	佐藤職務代理者、ありがとうございました。 次に議案第12号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事	議案第12号は、農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査により把握された別紙の耕作放棄地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回、非農地判断を要する農地は整理番号1番から344番で、令和元年度に農地利用状況調査を行い再生困難と判定した農地となります。 農地、非農地の判断対象地集計表をごらんください。 山形地区は、269筆の田、畑、合計669,913㎡ 浅瀬石地区は、46筆の田、畑、合計69,791㎡ 六郷地区は、29筆の田、畑、合計77,217㎡

	合計 3 4 4 筆、8 4 6, 9 2 7 m²が現況、山林、原野と現地確認されております。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	農地の所有者のところに、相続人代表者と受領代表者とありますが、違いは何ですか。
高谷事務局長	未相続の土地なんですが、税務課で表示するときに相続人代表者、受領代表者で表示しております。農家台帳システムは、税務課の固定資産からデータを引っ張って来ているので、そのデータ通りの表記となっております。未相続の土地なので、その土地を管理する代表者ということでどちらも意味合いは同じとなっております。
佐藤国雄委員	わかりました。
議 長	ほかにございませんか。
長内康之委員	非農地判定された人には、この後通知が送られていくんですよね。その通知を持っていけば、地目変更はできるのですか。
福 士 係 長	この後、本人宛に非農地通知書を送りますので、非農地通知書を持って行って、地目変更登記の手続きを行えば地目を変更することはできます。また、法務局にも、非農地判断をしたということで通知をすることになっております。
高谷事務局長	農業委員会からの非農地通知書を添付して地目変更の登記申請をした場合でも、法務局では、申請のあった現地は確認するはずで。非農地通知を出したからといって地目が変わるわけではなくて、登記は農地だけれども、農業委員会としては農地としては扱わないということです。地目変更は、あくまでも本人が法務局で申請してもらうということになります。
佐藤国雄委員	未相続の土地は、相続人が地目変更の登記ができるのですか。
高谷事務局長	相続人が、地目変更の登記申請をすることは可能です。
議 長	ほかにございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第 1 2 号は、原案のとおり決定いたします。

	次に、追加の議案書を配付します。 なお、追加の議案書は、総会終了後に回収しますのでご了承ください。 また、市の人事異動内示発表は２５日ですので、それまで口外しないようお願いします。 （追加の議案書を配付、事務局職員は退席） それでは議案第１３号「職員の任免について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
高谷事務局長	議案第１３号は、農業委員会等に関する法律第２６条第３項の規定により、別紙のとおり職員の任免について承認を求めるものでございます。 内容については、別紙で説明をいたします。 １ 発令年月日が令和２年３月３１日付けでございます。任免の内容は、「免で」、市長部局への出向となります。 ２ 発令年月日が令和２年４月１日付けでございます。任免の内容といたしまして、まずは「任」で、農業委員会への異動、または、農業委員会内での異動となります。続きまして「免」ですが、農業委員会から市長部局への出向となります。 以上です。
議 長	休憩いたします。
議 長	休憩を取り消します。 本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第１３号は、原案のとおり決定いたします。これで、議案の審議が終了いたしました。 以上で、令和２年第３回黒石市農業委員会総会を閉会いたします。 午後２時３０分 終了 黒石市農業委員会会議規則第２２条第２項の規定により、ここに署名押印する。 令和２年３月１９日

議 長 水 立 康 行 

議事録署名者 長 内 康 之 

議事録署名者 木 村 功 